

## 第4号議案 資料5

### 平成30年度事業計画（案）

#### I 事業

- 1 家庭環境に恵まれない子どもや青少年へ、食事や居場所等を提供する生活支援事業  
一定款5条(1)
  - (1) 食べて語ろう会・基町の家
    - 日時 毎日午前11時～午後7時
    - 場所 広島市中区基町20番7-559号
  - (2) 広島市中央公民館
    - 日時 每月第1・第3日曜日午後5時～7時
    - 場所 広島市中区広島市中区西白島町24番36号
    - (工事のため休館となる平成30年6月まで)
- 2 家庭環境に恵まれない子どもや青少年へ、文化・芸術、スポーツ、多様な学び、資格取得、就労の機会を提供するなどの成長発展支援事業 一定款5条(2)
  - (1) レクリエーション
    - ア 郊外レクリエーション
    - イ クリスマス会（12月）
    - ウ その他、随時
  - (2) 大学生などを講師として基町の家で行う学習支援
  - (3) その他の事業
- 3 家庭環境に恵まれない子どもや青少年による非行・再非行等の防止事業  
一定款5条(3)
  - (1) 留置場、鑑別所、少年院、刑務所等に赴いて収容されている青少年と面接したり、帰住先を調整するなどのアウトリーチ事業
  - (2) 薬物問題勉強会
    - 日時 毎月第1日曜日
    - 場所 基町の家または広島市中央公民館
  - (3) その他の事業
- 4 家庭環境に恵まれない子どもや青少年に家族やコミュニティーに対する支援事業  
一定款5条(4)
  - (1) 非行・再非行防止、犯罪・再犯防止、勉学、資格取得、就職、育児相談など
    - 日時 隨時
    - 場所 基町の家

(2) 弁護士による法律相談

日時 毎週木曜日午後2時～午後4時 1人30分(予約制)

場所 基町の家

(3) その他の事業

5 家庭環境に恵まれない子どもや青少年への理解と支援を呼びかける事業

一定款5条(5)

(1) 理事長等による講演会等 隨時

(2) 講演会

日時 7月28日(土)午後1時30分から4時30分

場所 広島弁護士会館 3階ホール

講師 堀田 力さん(元検察官、公益財団法人さわやか福祉財団理事長)

(3) 会報の発行

内容 本会の活動状況の紹介

時期 年2回 7月、12月

対象 会員、支援者

(4) リーフレット、書籍等の発行

内容 当会の活動の理念や活動状況の紹介

時期 隨時

対象 会員や支援者、その他一般

(5) マスコミ取材への積極的対応

(6) インターネットを通じての広報

(7) その他

6 関係する公的機関、民間団体、各種グループとの連携一定款5条(7)

(1) 青少年の再犯、再非行防止のための全国ネットワーク設立への協力及び参加

(2) その他

7 調査・研究・研修事業 一定款5条(8)

(1) 当会が行う事業において子どもや青少年に接するスタッフを要請する研修

○ 家庭に恵まれない子どもや青少年のとらえ方、接し方

○ 法律・福祉・心理に関する知識、アドボカシー(代弁)活動についての知識

(2) 非行や犯罪を行った青少年の立ち直りのためのプログラムの調査研究

(3) 若年の妊婦、母親支援のためのプログラムの調査研究

(4) 少年院(仮)退院者、少年刑務所(仮)出所者の帰住先設置のための調査研究

8 その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

## II 法人の運営

### 1 総会及び理事会

定款に基き、総会において事業及び法人運営の基本方針、予算を決定するとともに、理事会において事業の進捗状況法人運営状況及び予算の執行状況を点検・検討し、必要に応じて予算の追加等を決定するなどして、事業の適正な実施と達成を図る。

### 2 財政基盤の強化

新規会員の獲得と会費の納入の依頼及び寄付金等の獲得に努めるとともに、各種助成金等の申し込みを行う。また財源確保のための適切な方策があれば調査研究のうえ実施する。

### 3 各種事故防止の徹底と保険への加入

基町の家の管理を委託し、受託者において責任をもって食中毒・火災等の事故防止の徹底に努める。また基町の家について火災保険に加入するとともに、スタッフについてはボランティア保険等各種保険に加入する。

以上